

枚方市 譲渡対象者の基準チェック表 **団体等**

団体名及び
代表者氏名

記入年月日 年 月 日

下記の事項を守ることができる場合は、チェック欄に○をつけてください。

チェック	基準チェック事項
	1 団体等の活動拠点（連絡窓口等）の責任者は成人であり、責任者は市長が当該団体等に対して実施する譲渡活動について、すべての任に当たることができます。
	2 多頭飼育、鳴き声、糞尿等で苦情の原因とならないように、動物を適正に一時飼養できます。
	3 動物の愛護及び管理に関する法律及び環境省令で定める第二種動物取扱業の届出等、譲渡活動に係る法令を遵守します。また、犬を飼養する場合は、狂犬病予防法を遵守します。
	4 団体の場合は、規約、役員名簿、活動計画及び報告書、一時飼養会員（団体の活動に賛同し、団体の飼養施設とは別の場所で動物を飼養する者）の名簿及び当該飼養場所の図面等を提出できます。
	5 個人の場合は、活動計画及び報告書、動物の飼養場所の見取り図等を提出できます。
	6 6カ月ごとに枚方市長へ飼養状況報告書（様式第10号）を提出します。
	7 枚方市における収容動物譲渡要領に定める基準を満たす個人にのみ譲渡を行います。また譲渡した場合は、速やかに市長へ譲渡報告書（様式第11号）を提出できます。
	8 営利又はこれに類する目的ではありません。
	9 団体等の代表者又は活動拠点の責任者及び一時飼養会員は、市長が実施する講習会等を受講できます。
	10 避妊・去勢手術等により、動物の確実な繁殖制限措置がとれます。
	11 譲渡された動物が犬である時は、狂犬病予防法に基づき、犬の登録及び毎年の狂犬病予防注射を受けさせ、鑑札・狂犬病予防注射済票を犬に装着することができます。
	12 譲渡された動物が猫である時は、迷子札等所有者明示を行うとともに速やかにマイクロチップの登録を行い、室内で飼育することができます。
	13 枚方市から動物を譲り受けている譲渡対象団体であることを、名刺やホームページ等で広報しません。また、募金・物資の援助等の手段に用いません。
	14 譲渡申請及び誓約書（様式第3号の3、4）の内容（裏面に記載）を理解し遵守できます。（必ず事前に確認してください。）
	15 市長の指導に従い、調査や事業等に協力できます。
	16 枚方市長が適正と認める頭数をこえて譲渡されないことに同意できます。
	17 次の条件を満たすことができます。 (1) 市の施設への無断立入や無許可撮影、指定された出入口以外からの出入りの禁止等、職員の施設管理上の指示を遵守すること。 (2) 市の施設内において、動物の放棄希望で来所した者と動物の個別取引をしないこと。 (3) 他の団体等を批判、誹謗中傷するような行為がないこと。 (4) その他、市長との信頼関係を維持できないと認められる行為がないこと。

注意) 上記要件を満たせなくなった場合は、市長はその団体等を譲渡対象者としなくなる。

(犬の場合 譲渡申請及び誓約書(様式第3号の3)の内容)

- 1 譲り受けた犬について、30日以内に飼い犬登録を行い、速やかに狂犬病予防注射を受けて報告します。また、その鑑札と済票を犬に装着します。
- 2 避妊・去勢手術や雌雄を分けて飼養するなど、確実な繁殖制限措置を実施します。
- 3 譲渡された動物の適正な飼養に努め、枚方市における収容動物譲渡要領に定める基準を満たす個人以外へは譲渡いたしません。また、他の団体への再譲渡もしません。譲渡した場合は、調査結果を添えて、速やかに報告いたします。
- 4 動物の愛護及び管理に関する法律及びその他の関係法令を遵守し、他人に迷惑をかけません。
- 5 譲渡後6カ月から1年以内に、動物の状況等について枚方市長へ報告します。
- 6 枚方市が実施する立入調査等に進んで協力します。
- 7 やむを得ず飼養ができなくなった場合は、責任をもって次の飼い主を探します。
- 8 譲渡動物の死亡、飼養場所の移転、その他やむを得ない事情で飼養者を変更する時は、必ず枚方市に連絡します。
- 9 譲渡された動物に病気、問題行動、その他の問題があった場合、あるいはその動物により問題が発生した場合も、枚方市に対して一切責任を問いません。
- 10 譲渡後の、飼い犬登録、狂犬病予防注射、治療等に要した費用については、一切枚方市に請求しません。
- 11 上記のほか、市長が必要と認める次の条件を満たしています。
 - (1) 市の施設への無断立入や無許可撮影、指定された出入口以外からの出入りの禁止等、職員の施設管理上の指示を遵守すること。
 - (2) 市の施設内において、動物の放棄希望で来所した者と動物の個別取引をしないこと。
 - (3) 他の団体等を批判、誹謗中傷するような行為がないこと。
 - (4) その他、市長との信頼関係を維持できないと認められるような行為がないこと。

(猫の場合 譲渡申請及び誓約書(様式第3号の4)の内容)

- 1 譲り受けた動物には、速やかに動物病院で健康診断を受けさせます。また、日々の健康管理に努めます。
- 2 避妊・去勢手術や雌雄を分けて飼養するなど、確実な繁殖制限措置を実施します。
- 3 譲り受けた動物には、迷子札等所有者明示を行うとともに速やかにマイクロチップの登録を行い、室内で飼育します。
- 4 譲渡された動物の適正な飼養に努め、枚方市における収容動物譲渡要領に定める基準を満たす個人以外へは譲渡いたしません。また、他の団体への再譲渡もしません。譲渡した場合は、調査結果を添えて、速やかに報告いたします。
- 5 動物の愛護及び管理に関する法律及びその他の関係法令を遵守し、他人に迷惑をかけません。
- 6 譲渡後6カ月から1年以内に、動物の状況等について枚方市長へ報告します。
- 7 枚方市が実施する立入調査等に進んで協力します。
- 8 やむを得ず飼養ができなくなった場合は、責任をもって次の飼い主を探します。
- 9 譲渡動物の死亡、飼養場所の移転、その他やむを得ない事情で飼養者を変更する時は、必ず枚方市に連絡します。
- 10 譲渡された動物に病気、問題行動、その他の問題があった場合、あるいはその動物により問題が発生した場合も、枚方市に対して一切責任を問いません。
- 11 譲渡後の治療等に要した費用については、一切枚方市に請求しません。
- 12 上記のほか、市長が必要と認める次の条件を満たしています。
 - (1) 市の施設への無断立入や無許可撮影、指定された出入口以外からの出入りの禁止等、職員の施設管理上の指示を遵守すること。
 - (2) 市の施設内において、動物の放棄希望で来所した者と動物の個別取引をしないこと。
 - (3) 他の団体等を批判、誹謗中傷するような行為がないこと。
 - (4) その他、市長との信頼関係を維持できないと認められるような行為がないこと。